

【ご家族様】

介護医療院における自己負担額変更のお知らせ

平素より、当介護医療院の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ございます。

この度、令和7年12月1日より以下の通り変更をさせていただきますので、ご案内申し上げます。

1. 療養環境減算（療養室）：基準型の算定開始による変更

令和7年12月1日より、療養環境減算（療養室）において基準型を算定いたします。これにより、利用者様におかれましては、1日25円（1割負担）の自己負担が発生いたします。

2. 居住費の変更

多床室（個室部屋以外）にご入所されている方

437円/日 ⇒ 697円/日 ※260円/日の増額

ただし「介護保険負担限度額認定証」適用の方は負担金額の変更はありません。
詳しくは(別紙1)をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

今後とも、利用者様が安心して療養生活を送っていただけるよう、職員一同努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7年11月吉日
光輝病院介護医療院
管理者 宮田 伊知郎

(別紙1)

介護医療院 入所者さまへ

令和7年11月26日

光輝病院 医事課

令和6年度介護報酬改定で、令和7年8月1日から介護医療院の一部の施設において、居住費が260円(日額)引き上がることが決定しております。

当院介護医療院においても、12月1日より多床室(個室以外)がこの要件を満たすこととなりますので、ご入所されている方につきまして、居住費を437円から697円(日額)へ変更いたします。

「介護保険負担限度額認定証」適用の方については、負担金額に変更ありません。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

詳細は下図の通り。

利用者負担段階	令和7年11月まで		令和7年12月から	
第4段階	437円	⇒	<u>697円</u>	+260円
第3段階	430円	⇒	430円	変更なし
第2段階	430円	⇒	430円	変更なし
第1段階	0円	⇒	0円	変更なし

※ただし、介護サービス費から居住費相当額260円(日額)が控除される為、1割負担の方の場合、負担額26円(日額)控除されます。

【1割負担・限度額適用認定証なしの場合(30日換算)の実質負担額】

(居住費) $260円 \times 30日 = 7,800円$ 増

(サービス費の居住費相当額控除) $26円 \times 30日 = 780円$ 減

(合計) $7,800 - 780 = 7,020円$ 増

以上

介護保険施設等に入所する一部の方の居住費が 令和7年8月1日から変わります

介護老人保健施設、介護医療院を利用する一部の方(注)の居住費(基準費用額)が、
令和7年8月から、**260円(日額)引き上がります。**

※ 従来から低所得の方への補助(補足給付)の対象となっている方の負担限度額は変わりません。

		基準費用額	負担限度額(負担いただく日額)		
			第1段階	第2段階	第3段階 ①・②
多床室	特養等	915円	0円	430円	430円
	老健・医療院(注)	697円	0円	430円	430円
	老健・医療院等	437円	0円	430円	430円
従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円
	老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円
	ユニット型個室的多床室	1,728円	550円	550円	1,370円
	ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円

(注)「**その他型**」もしくは「**療養型**」の介護老人保健施設(※)又は「**II型**」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。

※ 算定日が属する計画期間の前の計画期間の最終年度(ただし、令和7年8月から令和9年7月までは令和6年度の実績)において、「その他型」又は「療養型」として算定した月が7か月以上であること。

(参考)補足給付の対象となる方(令和7年8月～)

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 <small>※非課税年金も含む</small>	預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が 年金収入金額(※)+合計所得金額80.9万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	市町村民税 年金収入金額(※)+合計所得金額が80.9万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	非課税 年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。